

第32回 赤平市農業委員会総会議事録

1 令和5年2月22日（水）第32回赤平市農業委員会を赤平市役所3階第1会議室において開催した。

2 本委員会に出席した委員は次のとおり

中村 英昭	浮田 直利	池松 洋一
元島 康裕	菅井 星秋	鈴木 要助
伊藤 修	中西 幸一	吉本 政史
河崎 寿朗	高橋 ノリ子	

3 本委員会に欠席した委員は次のとおり

なし

4 本委員会に参与として出席した者は次のとおり

事務局長 柳町 隆之 係 長 相原 良治

5 本委員会の書記は次のとおり

係 長 相原 良治

6 本会議の案件は次のとおり

報告第46号 農用地移動適正化あっせん委員会の結果について

報告第47号 農用地移動適正化あっせん委員会の結果について

報告第48号 農用地移動適正化あっせん委員会の結果について

議案第172号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第173号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第174号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第175号 農用地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第176号 農用地使用貸借の合意解約申出の受理について

議案第177号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第178号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第179号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第180号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第181号 令和5年度農業委員会総会開催日程について

その他

赤平市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について

7 開会宣言並びに閉会宣言

開会宣言 午後4時00分

閉会宣言 午後5時30分

第32回 赤平市農業委員会議事録

NO. 1

局長 定刻となりましたので、ただ今より 第32回 赤平市農業委員会総会を開会いたします。
はじめに中村会長よりご挨拶をお願い致します。

会長

それでは、本日の審議をお願いします。

局長 本日の欠席委員はおりません。
定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、以降の議事の進行は、中村会長にお願いいたします。

議長 ただいまより、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員2名を選出したいのですが、
こちらから指名をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

全員 よろしいです。

議長 それでは、こちらから指名いたします。
議事録署名委員を、8番高橋委員、11番吉本委員両氏を指名しますが、異議ありませんか。

全員 異議なしの声あり

議長 異議なしということですので、8番高橋委員、11番吉本委員両氏を指名致します。

議長 日程第2、報告第46号、農用地移動適正化あっせん委員会の結果についてあっせん委員長

の池松委員に報告を求めます。

池松委員 それでは、2月8日に開催されました、農用地移動適正化あっせん委員会の結果について
報告致します。

第31回総会で、農地のあっせんを申出した 氏の農地について、
市内全地区に譲り受け希望者を公募しました。その結果、譲り受け希望者は、
氏 名ありました。

これを受け、2月8日に平岸・百戸・豊里・共和地区のあっせん委員会を開催したところです。
氏へ条件を聞いたところ、何もありませんでした。

希望価格については、水張面積で反当り 万円。

次に、買手の提示価格ですが、 氏からは、溜池は付随で、水張面積で反当り 万円の提示が
あり、合計 万円でした。

氏の提示金額に 氏が了承されましたので成立しました。

議長 この報告について何かありますか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ありませんということなので、報告第46号は報告済とします。

議長 日程第3、報告第47号、農用地移動適正化あっせん委員会の結果についてあっせん委員長
の中西委員に報告を求めます。

中西委員 それでは、2月8日に開催されました、農用地移動適正化あっせん委員会の結果について
報告致します。

第31回総会で、農地のあっせんを申出した 氏の農地について、
市内全地区に譲り受け希望者を公募しました。その結果、譲り受け希望者は、
の社ありました。

これを受け、2月8日に住吉・幌岡・赤平地区のあっせん委員会を開催したところです。
氏へ条件を聞いたところ、 筆も売買したいとの事でした。

希望価格については、買手の 氏にお任せしたとの事でした。

次に、買手の提示価格ですが、全地で総額 万円の申出があり内訳は、農地の
総額が 万円と 筆で 万円の金額提示がありました。

の提示価格総額 万円で、 氏が了承されましたので成立しました。

議長 他に何かありますか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ありませんということなので、報告第47号は報告済とします。

議長 日程第4、報告第48号、農用地移動適正化あっせん委員会の結果について事務局より
報告を求めます。

事務局 それでは、2月8日に開催されました、農用地移動適正化あっせん委員会の結果について
報告致します。

当事者は、申出者が、 氏 謙受者が、 氏。

申出農地面積は、 市 町 273番他 筆で田の面積が m²、畠の面積が
m²、合計で m² であります。

あっせんは、不買となり買入協議会立ち上げ利用調整を行い、農地売買等支援事業に移行し
て売買を進めることになり、推定でも 円を超える物件で北海道農業公
社と連携を取りながら進めております。

議長 この報告について何かありますか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ありませんということなので、報告第48号は報告済とします。

議長 日程第5、議案第172号について、事務局説明お願いします。

事務局 議案第172号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた
下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名は、「 市 町 番地 氏」

所有権の移転をする者の住所・氏名が、「 市 町 番地 氏」であります。

所有権の移転に係る土地の所在が、 市 町 番 の外 筆です。

農地は、公簿・現況とも田が 筆で、面積が m²、公簿が畠、現況が田が 筆で面積が
m²、公簿・現況が溜池が 筆で m²です。

田と溜池として所有権移転を行うものです。

対価の支払方法・支払期間・引渡しの期間・売買金額は、記載のとおりです。

図面については添付のとおりです。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たすと考えます。

議長 議案第172号について何かありませんか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ないということなので、議案第172号は決定してよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 それでは、議案第172号について決定いたします。

議長 日程第6、議案第173号について、事務局説明お願ひします。

事務局 議案第173号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名は、「市町番地」

所有権の移転をする者の住所・氏名が、「市町番地の 氏」であります。

所有権の移転に係る土地の所在が、「市町番の外 筆です。

農地は、公簿・現況とも田が 筆で、面積が m²、公簿が田、現況が畑が 筆で面積が m²、公簿・現況が畑が 筆で

田と畑として所有権移転を行うものです。

対価の支払方法・支払期間・引渡しの期間・売買金額は、記載のとおりです。

図面については添付のとおりです。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たすと考えます。

議長 議案第173号について何かありませんか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ないということなので、議案第173号は決定してよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 それでは、議案第173号について決定いたします。

議長 日程第7、議案第174号について、事務局説明お願ひします。

事務局 議案第174号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画書（買入）について議決を求めます。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名は、「市区丁目番地」

」

所有権の移転をする者の住所・氏名が、「市町番地 氏」であります。

所有権の移転に係る土地の所在が、「市町番外 筆です。

農地は、公簿・現況とも田が 筆で、面積が m²、公簿・現況が畑が 筆で面積が m²です。

田と畑として所有権移転を行うもので、北海道農業公社の保有合理化事業を利用し賃貸期間を5年間として契約の後、令和10年に現耕作者に売払を受ける事となります。

対価の支払方法・支払期間・引渡しの期間・売買金額は、記載のとおりです。

図面については添付のとおりです。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たすと考えます。

議長 議案第174号について何かありませんか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ないということなので、議案第174号は決定してよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 それでは、議案第174号について決定いたします。

議長 日程第8、議案第175号について、事務局説明お願ひします。

事務局 議案第175号、次のとおり、農地の使用貸借した農地につき農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので、審議のうえ意見を求めます。

利用権の設定をしていた者の住所・氏名は、「市町丁目番地号」

利用権の設定を受けていた者の住所・氏名は、「市町番地 氏」

利用権設定を設定していた土地の所在が、「市町番の筆です。

合意解約日、土地の引渡し日は、令和 年 月 日です。

図面については、次ページに添付しております。

議案第175号について何かありませんか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ないということなので、議案第175号は決定してよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 それでは、議案第175号について決定いたします。

議長 日程第9、議案第176号について、事務局説明お願ひします。

事務局 議案第176号、次のとおり、農地の使用貸借した農地につき農地法第18条第6項の規定により合意解約した旨の通知がありましたので、審議のうえ意見を求めます。

利用権の設定をしていた者の住所・氏名は、「市町番地 氏」

利用権の設定を受けていた者の住所・氏名は、「市町丁目番号」

利用権設定を設定していた土地の所在が、「市町番の筆です。

合意解約日、土地の引渡し日は、令和 年 月 日です。

図面については、次ページに添付しております。

議案第176号について何かありませんか。

伊藤委員 どうして、この2件の解約には、農協が含まれているのですか。

後このような賃貸借契約は何件ありますか。

事務局 10年前に中間管理事業の前の事業で農地利用集積円滑化団体という団体を通して農地の賃貸借を行っていました。

円滑化団体を返して賃貸借しているのはあと2件です。

他に何かありますか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ないということなので、議案第176号は決定してよろしいですか。

全員よろしいです。

議長それでは、議案第176号について決定いたします。

議長日程第10、議案第177号について、事務局説明お願ひします。

事務局議案第177号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

利用権の設定をする者の住所・氏名が、「市町番地 氏」

利用権の設定を受ける者の住所・氏名は、「市町番地 氏」

であります。

利用権設定に係る土地の所在は、市町番の筆です。

利用権の種類は賃貸借で、利用権の内容は田としてであります。

利用権設定期間は、令和年月日から令和年月日までの力年です。

賃借料は、反当り円であります。

この案件は新規であります。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たすと考えます。

因面については添付のとおりです。

議長議案第177号について何かありませんか。

議員「ありません。」との声あり

議長ないということなので、議案第177号は決定してよろしいですか。

議員よろしいです。

議長それでは、議案第177号について決定いたします。

議長次に、日程第11、議案第178号、「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、
事務局より説明をお願いします。

事務局議案第178号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので、審議の上、意見を求めます。

土地の所在・地番は、市町番の他筆です。
公簿、現況とも田が筆で面積がm²、公簿、現況とも畑が筆で面積がm²であります。

土地の貸主の住所・氏名は、「市町番地 氏」
土地の借主は住所・氏名が、「市町番地 氏」であります。

理由としては、貸主が所有する農地を息子である借主に、使用貸借することによって、
借主は農業経営を行うこととしたため、今回の申請となりました。

この案件は使用貸借で、新規であります。調査書のとおり全て満たすと考えます。

因面については添付のとおりです。

議長補足として、農業委員さんが氏に中間管理機構を返して農地を賃貸したいという打診をしたそうですが、その時も息子さんことを言っていたという話を聞いています。

議長貸主も87歳とご高齢ですので何とかしたいと考えています。

議長議案第178号について何かありませんか。

元島委員因面の下の農地は何ですか。

議長氏の所有の河川敷地です。

元島委員わかりました。

議長他に何かありますか。

全員議員「ありません。」との声あり

議長ないということなので、議案第178号は決定してよろしいですか。

議員よろしいです。

議長それでは、議案第178号について決定いたします。

議長日程第12、議案第179号について、事務局より説明をお願いします。

事務局議案第179号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があつたので、
審議の上、意見を求めます。

土地の所在・地番は、市町番地先の筆です。
河川敷地で採草放牧地が筆で面積がm²であります。
土地の貸主の住所・氏名は、「市町番地」

土地の借主は住所・氏名が、「市町丁目番地」であります。

理由としては、貸主が所有する採草放牧地を賃貸借することによって、
借主は農業経営の規模拡大を行うこととしたため、今回の申請となりました。

この案件は賃貸借で、新規であります。調査書のとおり全て満たすと考えます。

因面については添付のとおりです。

議長議案第179号について何かありませんか。

議員「ありません。」との声あり

議長ないということなので、議案第179号は決定してよろしいですか。

議員よろしいです。

議長それでは、議案第179号について決定いたします。

議長日程第13、議案第180号について、事務局より説明についてですが、議事参与の制限のある
委員は退室をお願いします。

《委員退室》

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局議案第180号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

利用権の設定をする者の住所・氏名が、「市町丁目番地 氏」

利用権の設定を受ける者の住所・氏名は、「市町番地 氏」

であります。

利用権設定に係る土地の所在は、市町番の他筆です。

利用権の種類は賃貸借で、利用権の内容は田としてであります。

利用権設定期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの カ年です。
賃借料は、反当り 円であります。

この案件は新規であります。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たすと考えます。
図面については添付のとおりです。

議長 議案第180号について何かありませんか。

菅井委員 期間が カ年なので、年延長で農地中間管理事業は使えなかったのですか。
事務局 借主が購入希望していることからこの事業は考えていないと確認済みです。

菅井委員 わかりました。

議長 他に何かありますか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ないということなので、議案第180号は決定してよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 それでは、議案第180号について決定いたします。

議長 委員の入室をお願いします。

議長 《 委員入室》

議長 議案第180号については、決定されました。

議長 日程第14、議案第181号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第181号、令和5年度農業委員会総会開催日程の決定について説明いたします。

《資料により説明》

議長 議案第181号について何かありませんか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 ないということなので、議案第181号は決定してよろしいですか。

全員 よろしいです。

議長 それでは、議案第181号について決定いたします。

議長 日程第15、その他について、事務局から何かありますか。

事務局 2件ほど案件があります。

まず1件目は、赤平市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）についてです。

《資料により説明》

今月は、（案）ですので訂正ヶ所等があれば連絡お願いします。

2件目は3月1日から4月10日まで農業委員さんの募集を行いますので、各地区の会合等があれば連絡（周知）して頂きたいというお願いでございます。

議長 他に何かありますか。

全員 「ありません。」との声あり

議長 本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、第32回赤平市農業委員会総会を閉会いたします。

以上、てん末を記し相違なき事を証するためここに署名する。

1 中村 英昭

8 高橋 ノリ子

II 吉本 政史